



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年10月28日金曜日 第1706号外1

### ◇ 目 次 ◇

#### 監査公表

監査結果に基づく措置の公表（3件）..... 1

#### 監査公表

#### ○公表第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成17年10月28日

愛媛県監査委員 吉 久 宏  
同 壺 内 紘 光  
同 玉 井 実 雄  
同 竹 田 祥 一

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
肱 川 発 電 所	平成16年6月1日
北 宇 和 病 院	"
銅 山 川 発 電 所	"
三 島 病 院	"
新 居 浜 病 院	"
南 宇 和 病 院	平成16年6月2日
西条地区工業水道管理事務所	"
今治地区工業水道管理事務所	"
今 治 病 院	"
松山地区工業水道管理事務所	平成16年6月3日
中 央 病 院	"
公 営 企 業 管 理 局	
総 務 課	平成16年6月8日
発 電 工 水 課	"
県 立 病 院 課	"

#### （監査の結果）

##### 1 工業水道事業

- (1) 西条地区工業水道事業における工業用水料金未収入金（納期到来分）については、早期回収に努力が望まれる。
- (2) おおむね安定した経営がなされているが、今治地区工業水道事業については、タオル業界の不振により給水率が44.4パーセントにとどまっている。このような厳しい状況を踏まえ、工業用水の上水への転用等について関係機関・団体と協議がなされているが、今後、未利用水の有効活用の観点から協議の進展を期待したい。

また、一部給水を行っている西条地区工業水道事業については、平成15年度末の契約給水量が計画給水量の21.8パーセントにとどまっており、さらに、将来建設が完了した時点におい

て、建設仮勘定に整理されている未稼働資産を本勘定に振り替えることにより、費用が大幅に増加し、厳しい経営状況となることは必至である。

今後においては、市町村合併が進展する中、広域的、総合的な水資源の活用を現実的課題としてとらえ、工業用水のみならず、水需要の拡大に一層の努力が望まれる。

#### 2 土地造成事業

残地については今後も適切な措置が望まれる。

#### 3 病院事業

- (1) 個人医業未収金（納期到来分）については、早期回収になお一層の努力が望まれる。

（平成16年3月31日現在）

区 分	過年度未収金 (a) 円	現年度未収金 (b) 円	未 収 金 合 計 (a) + (b)円
中央病院	111,102,073	63,706,824	174,808,897
今治病院	34,255,043	15,302,640	49,557,683
三島病院	17,449,559	6,959,440	24,408,999
南宇和病院	18,146,830	5,317,550	23,464,380
北宇和病院	2,087,580	1,549,470	3,637,050
新居浜病院	14,682,754	18,844,598	33,527,352
計	197,723,839	111,680,522	309,404,361

- (2) 経営成績については、入院・外来収益の増加や遊休資産の売却処分に伴う固定資産売却益等の特別利益により、総収益は、前年度に比べて1億8,600万円増加している。一方、総費用も前年度に比べて7,600万円増加しているが、単年度収支では、1億3,800万円余の純利益が生じ、累積欠損金は216億円余となっている。

経営の改善については、病院経営を取り巻く環境が厳しい中、県立病院がその使命・役割を果たしながら、「愛媛県立病院財政健全化計画」の目標の一つである「単年度収支の均衡」を達成したことは一応の評価ができるものである。しかしながら、依然として多額の累積欠損金を抱えており、経営成績が好転しているとはいえ、健全な経営の姿にはほど遠いといわなければならない。

また、個人医業未収金については、「未収金取扱要領」に基づく事務処理の統一化などを通じ、発生防止、早期回収、債権管理の適正化に懸命の努力が払われているが、過年度未収金は依然として増加傾向にあり、今後とも未収金対策の強化に努める必要がある。

各病院の職員は、事業実績や財務体質について理解を深め、「第2次愛媛県立病院財政健全化計画」の目標等を十分認識しながら、経営への主体的な参画意識を持って、各々の職務に知恵を絞り、創意工夫を積み重ねていくことが望まれる。

なお、経営健全化を進めるに当たっては、公的医療機関としての使命・役割を踏まえ、地域の各医療機関との一層の連携強化に努め、他方、これらの医療機関とは互いに切磋琢磨し合う関係にもあることから、各病院にあっては、保有する施設・設備等の有効活用を通じて診療機能を十分に発揮し、事業を有利に展開するという積極的な姿勢を持つことを期待する。

(措置の内容)

1 工業用水道事業

(1) 西条地区工業用水道事業における工業用水道料金未収金(納期到来分)は、15年度末現在、1,740,582円であり、滞納企業に対し、訪問、電話等による納入指導を継続して実施したが、回収に至らなかった。

給水企業の資金繰りの悪化などから、滞納企業が1社から2社となり、16年度末現在の未収金額は5,926,366円と増加しており、滞納企業から「工業用水使用中止届出書」や「工業用水道料金に係る確認書及び納付計画書」の提出を求め、更なる未収金の発生防止や納入督促に努めた。

今後とも、工業用水道料金の適期収入に留意するとともに、未収金の早期回収に努めたい。

(2) 今治地区工業用水道事業については、今後の給水量拡大の見通しも困難なことから、新たな水源を模索している今治市との間で工業用水の一部を上水へ転用する方向で、今治市及び関係機関と協議を進めているところである。

西条地区工業用水道事業については、近年の需要動向によると全量売水の見通しが立ち難いため、今後の経営健全化に向けた方策を検討していくとともに、「西条地区工業用水売水促進班」の活動を通じ、工業用水としての需要拡大に努めているところである。

2 土地造成事業

平成16年度に3社が立地するなど、経済労働部、地元西条市とも協力・連携し、企業誘致に努めているところである。今後においても、残地への新規立地が早期に実現できるよう、経済労働部とも協議のうえ適切かつ効果的な措置を講じて参りたい。

3 病院事業

(1) 個人医業未収金については、発生を極力防止するとともに、発生した場合は、速やかな回収に努めている。平成16年度は、14年度に策定した「愛媛県病院事業未収金取扱要領」に基づき、未収金発生時の早期督促の強化や診療費等預り金の制度化、債権管理方法の統一などを行い、未収金の発生防止に努めるとともに、各病院で未収金回収計画を策定し、効率的な回収を図っている。また、病院事務局職員全員を現金取扱員として任命し、本局と病院事務局職員による共同臨戸訪問を実施するなど、回収強化を図っており、今後とも、未収金の発生防止と早期回収に一層努力して参りたい。

(平成17年3月31日現在)

区 分	過年度未収金	現年度未収金	未 収 金 合 計	16年3月31日
	(a) 円	(b) 円	(a)+(b)円	現在の未収金
中央病院	103,850,569	57,963,671	161,814,240	174,808,897
今治病院	36,046,879	17,779,503	53,826,382	49,557,683
三島病院	19,900,810	2,887,770	22,788,580	24,408,999
南宇和病院	19,850,565	7,248,777	27,099,342	23,464,380
北宇和病院	2,208,190	4,218,750	6,426,940	3,637,050
新居浜病院	17,500,496	24,204,943	41,705,439	33,527,352
計	199,357,509	114,303,414	313,660,923	309,404,361

(2) 平成15年度に策定した「第2次財政健全化計画」(平成16年度~20年度)では、財政健全化に向けた各方策を実施することとしており、引き続き、収益の増加と費用の節減に努め累積欠損金の縮減を図ることとしており、その実施に当たっては、あらゆる機会を通じて病院職員に対し、その内容を周知徹底することにより、経営意識やコスト意識を高揚させるとともに、財政健全化に係る経営分析に基づいた計画の執行管理を行うなど、本局と病院の職員が一丸となって、財政健全化に向けて努力している。平成16年度は、診療科の新設・充実と不採算診療科

の縮小・廃止、病床数と看護体制の見直し、高度医療機器の更新延長などの財政健全化方策を実施し、効率的・効果的な病院運営に努めたところである。

なお、県立病院が果たすべき役割や地域における医療資源、患者動向、採算性等を総合的に判断して、強化すべき機能は強化し、地域に任せるべき機能は任せるなど、診療機関の見直しを行い、地域の医療機関との機能分担を図るとともに、県立病院間の連携や診療機能の補完、また、各県立病院に設置している地域医療連携室の活用による病病・病診連携の推進を図っていくことにより、県民に高度で良質な医療を提供し、併せて患者増による収益増を図って参りたい。

○公表第28号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成17年10月28日

愛媛県監査委員 吉 久 宏  
 同 壺 内 紘 光  
 同 玉 井 実 雄  
 同 竹 田 祥 一

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
今 治 地 方 局 総 務 福 祉 部	平成16年7月16日
今 治 地 方 局 建 設 部	平成16年7月22日
宇 和 島 地 方 局 総 務 福 祉 部	平成16年7月27日
宇 和 島 地 方 局 建 設 部	平成16年7月29日
西 条 地 方 局 総 務 福 祉 部	平成16年8月18日
八 幡 浜 地 方 局 総 務 福 祉 部	平成16年9月2日、 平成16年9月3日
八 幡 浜 地 方 局 建 設 部	平成16年9月3日
大 洲 土 木 事 務 所	”
松 山 地 方 局 総 務 福 祉 部	平成16年9月7日
松 山 地 方 局 産 業 経 済 部	平成16年9月8日
松 山 地 方 局 建 設 部	平成16年9月9日

(監査の結果)

1 県税については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についてもなお一層の努力が望まれる。

(今治地方局総務福祉部)

2 県税については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についても一層の努力が望まれる。

(宇和島地方局総務福祉部)

(西条地方局総務福祉部)

(八幡浜地方局総務福祉部)

(松山地方局総務福祉部)

3 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についてもなお一層の努力が望まれる。

(今治地方局総務福祉部)

(八幡浜地方局総務福祉部)

(松山地方局総務福祉部)

4 知的障害者福祉施設入所措置費負担金については、滞納繰越分の整理に一層の努力が望まれる。(宇和島地方局総務福祉部)

- 5 違約金（工事請負契約に伴うもの。）については、適切な債権管理が望まれる。  
（松山地方局産業経済部）  
（宇和島地方局建設部）  
（松山地方局建設部）
- 6 県営住宅貸付料については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についても努力が望まれる。（今治地方局建設部）
- 7 県営住宅貸付料については、適期収入に努力が望まれる。  
（宇和島地方局建設部）
- 8 県営住宅貸付料については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についてもなお一層の努力が望まれる。  
（八幡浜地方局建設部）
- 9 県営住宅貸付料については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についても一層の努力が望まれる。  
（松山地方局建設部）
- 10 作業服等の購入方法（分割発注の採用）に留意を要するものが認められた。（八幡浜地方局建設部）
- 11 雑入（延滞利息（工事請負契約に伴うもの。））については、適切な債権管理が望まれる。（大洲土木事務所）

（措置の内容）

- 1 今治地方局総務福祉部（現所管：今治地方局総務県民部）  
県税の適期収入については、自動車税納期内納付キャンペーンにおける出張収納窓口等の開設や口座振替の推進、広報紙の活用等により自主納税の促進に努めた。  
滞納となったものについては、具体的数値目標を掲げた滞納繰越額縮減計画を策定し、的確な事案管理と進行管理の徹底により組織的な滞納整理を推進した。特に、滞納整理特別強化月間においては、休日徴収や夜間催告、休日・夜間収納窓口の開設とともに、滞納者全員に斉一の差押予告書を送付するなど集中的、計画的に滞納整理を行った。また、滞納者に対する広範な財産調査と早期の差押着手、換価処分等の促進等により滞納税の徴収に努力した。  
その結果、平成16年度に繰り越した未収入金 868,931,721円が平成17年3月31日現在で 678,830,859円に減少した。  
今後とも、県民の納税意識の高揚を図り、県税の適期収入に努めるとともに滞納繰越分の整理を進め、税収の確保に努めたい。
- 2(1) 宇和島地方局総務福祉部（現所管：宇和島地方局総務県民部）  
県税の適期収入については、県の街頭啓発活動等による広報や市町村を通じた広報等により期限内自主納税の促進に努めた。  
滞納となったものについては、各地方局の税務課長等を委員とする県税徴収確保対策委員会の方針に基づき、当局では月別行動計画表の策定、財産・勤務先（給料）等調査、夜間電話催告・休日徴収等効率的な滞納整理に努力した結果、平成16年度に繰越した未収金 253,247,269円が、平成17年3月31日現在で 164,310,499円に減少した。  
今後とも、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、県税の適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理に努めたい。
- (2) 西条地方局総務福祉部（現所管：西条地方局総務県民部）  
県税の適期収入については、納税貯蓄組合の育成指導や広報等による啓発により自主納税の促進に努めている。  
滞納繰越分の整理については、滞納整理実施計画を策定し、夜間一斉電話催告、夜間臨戸徴収、管内市との共同徴収、債権を中心とした差押えの早期着手と換価処分等の促進等の滞納整理に努力した結果、平成16年度に繰り越した未収入金 760,709,846円が、平成17年3月31日現在 487,609,897円に減少した。  
また、7月には一斉に催告書を発付し、12月は、滞納クリーンアップ月間として県下一斉休日徴収、休日収納・夜間収納窓

口を開設した。今後も納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、県税の適期収入に留意するとともに、滞納繰越分のなお一層の整理を図ることとしている。

なお、滞納繰越額の約2分の1を占める個人県民税については、管内各市と連携を密にし、共同催告文書の送付、共同徴収の実施をより積極的に働きかけ、併せて、特別徴収未指定事業主に対しての特別徴収への移行を要請するなど滞納額の縮減に努めたい。

- (3) 八幡浜地方局総務福祉部（現所管：八幡浜地方局総務県民部）

県税の適期収入については、口座振替の普及、自動車税納期内納付キャンペーンの実施、納税貯蓄組合の育成指導、広報による啓発等により、自主納税の促進に努めた。

滞納となったものについては、案件ごとの対処方針を定め、整理の進行管理を行うとともに、夜間・休日徴収、差押の早期着手等に努めた結果、平成16年度に繰り越した未収金 231,654,921円は、平成17年3月31日現在で、159,805,822円まで減少した。

今後とも、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、県税の適期収入に留意するとともに、滞納繰越分の整理に努めたい。

- (4) 松山地方局総務福祉部（現所管：松山地方局総務県民部）

県税の適期収入については、自動車税納期内納付キャンペーン等の各種広報の啓発活動を積極的に行い期限内自主納付の促進に努めている。

滞納となったものについては、総務部管理局税務課長及び各地方局の税務管理課長等を委員とする県税徴収確保対策委員会で徴収確保対策について幅広く検討するとともに、滞納整理事務処理計画に基づき「年末滞納クリーンアップ月間」等の滞納整理特別対策月間を設定し、夜間・休日の電話催告・臨戸徴収等による滞納整理の強化を行うと共に、個人県民税の市町との共同徴収、給与・預金等の積極的な差押え、換価処分等の促進等を実施するなど滞納整理に努めた結果、松山地方局管内において平成16年度に繰り越した未収金 3,551,147,300円が、平成17年3月31日現在で 2,492,822,201円に減少した。

なお、17年度からは県税の徴収確保について、より一層幅広く検討するため、従来の県税徴収確保対策委員会を発展的に解消し、総務部長を本部長として新たに設置された愛媛県徴収確保対策本部で徴収確保の取組みの強化を図ることとしている。

今後とも、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、県税の適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理に努めたい。

- 3(1) 今治地方局総務福祉部（現所管：今治地方局健康福祉環境部）

母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、資金の貸付申請時において、母子自立支援員と連携して、制度の十分な説明と適正な償還計画の指導を行うとともに、償還開始時期には借主に償還が始まる旨を連絡するなど、適期収入に努めるとともに、納付がなかった者に対しては、督促状の発送、借主若しくは保証人への電話や訪問による督促を行うなど償還指導に努めた。

しかしながら、近年の景気の低迷による就職困難や疾病等により、生活に困窮し償還できない者が多く、償還未済額は 560,340円となった。

なお、前年度からの滞納繰越額 496,900円については、償還額 246,760円、償還率49.7%（対前年+19.7ポイント）の納入を得ることができた。

この貸付金償還金は、本特別会計における貸付金の財源であることから、今後とも、借主の生活状況に応じた適切な償還指導により滞納繰越分の整理など収入の確保に努めたい。

## (2) 八幡浜地方局総務福祉部（現所管：八幡浜地方局健康福祉環境部）

母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、資金の貸付申請時に、母子自立支援員と連携して、制度の十分な説明と適正な償還計画の指導を行うとともに、償還開始時期には借主にこの旨連絡し、重ねて納入指導を行うなど、適期収入に努めるとともに、納付がなかった者については、督促状の発送、借主又は保証人に対し電話や訪問による督促を行うなど償還指導に努めた。

しかしながら、近年の景気の低迷による就職困難や疾病等により、生活に困窮し償還困難な者が多く、償還未済額は4,655,226円となった。

なお、前年度からの滞納分については、3,948,519円の調定額に対し、339,326円の償還、償還率8.6%（対前年+1.1ポイント）となっており、滞納者20名中11名から一部納入を得ることができた。

この貸付金償還金は、新規貸付申込者の財源ともなることから、今後とも、借主の生活状況に応じた適切な償還指導により収入の確保に努めたい。

## (3) 松山地方局総務福祉部（現所管：松山地方局健康福祉環境部）

母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、資金の貸付申請時において、母子自立支援員と連携して、制度の十分な説明と適正な償還計画の指導を行うとともに、償還開始時期には借主に償還が始まる旨を連絡するなど、適期収入に努めるとともに、納付がなかった者に対しては、督促状の発送、借主若しくは保証人への電話や訪問による督促を行うなど償還指導に努めた。

しかしながら、近年の景気の低迷による就職困難や疾病等により、生活に困窮し償還できない者が多く、平成16年度の償還未済額は5,287,656円となった。

なお、前年度からの滞納繰越額5,307,328円に対し、償還額813,892円、償還率15.3%（対前年+7.8ポイント）となっており、滞納者17名中1名が完済、7名から一部納入を得ることができた。

この貸付金償還金は、本特別会計における貸付金の財源であることから、今後とも、借主の生活状況に応じた適切な償還指導により滞納繰越分の整理など収入の確保に努めたい。

## 4 宇和島地方局総務福祉部（現所管：宇和島地方局健康福祉環境部）

平成15年度末収入未済額844,400円に対し、納入指導を行い、16年度中に236,000円の納入があった。

未納者は3名であり、それぞれ経済的な理由で一括納入は難しいことから支払計画書の提出、あるいは現入所施設の協力を得て、現在計画的に納入がなされているところである。

今後とも負担金支払計画書に基づきながら早期完納について指導を続けて参りたい。

## 5(1) 松山地方局産業経済部

A社の違約金については、平成15年2月7日、同社が破産宣告を受けたため、平成15年2月25日に「債権届出書」を松山地方裁判所に提出した。現在、破産者の資産の所有権をめぐる債権者と管財人の間で、係争中（17年5月23日現在までに口頭弁論等を16回行っている。）であるので、結審を待って債権回収に努めたい。

## (2) 宇和島地方局建設部

平成12年度に発生した違約金については、平成14年4月27日に債務者に対し納入督促を行い、時効中断の措置を講じたところである。

しかしながら、当該債務者に係る財産は皆無の状況であることから、今後は、債権回収の可能性を探るとともに、不納欠損処分可否についても検討して参りたい。

## (3) 松山地方局建設部

A社の違約金については、平成15年2月7日、同社が破産宣告を受けたため、平成15年3月5日に「債権届出書」を松山地方裁判所に提出した。現在、破産者の資産の所有権をめぐる債権者と管財人の間で、係争中（17年5月23日現在までに口頭弁論等を16回行っている。）であるので、結審を待って債権回収に努めたい。

## 6 今治地方局建設部

平成15年度末時点における県営住宅貸付料滞納分（16名1,291,500円）については、滞納者及び保証人に対し、督促状の送付、呼出し、訪問指導等を行い未収金の徴収に努めた結果、平成16年度において15名920,700円の納入があった。

今後とも住宅貸付料の適期収入に留意するとともに、滞納繰越分については収入の確保に努めたい。

## 7 宇和島地方局建設部

平成15年度末時点における県営住宅貸付料滞納分（20名577,300円）については、滞納者及び保証人に対し、督促状の送付、呼出し、訪問指導等を行い未収金の徴収に努めた結果、平成16年度において12名425,200円の納入があった。

今後とも住宅貸付料の適期収入に留意するとともに、滞納繰越分については収入の確保に努めたい。

## 8 八幡浜地方局建設部

平成15年度末時点における県営住宅貸付料滞納分（5名、1,080,033円）については、滞納者及び保証人に対し、督促状の送付、呼出し、訪問指導等を行い、未収金の徴収に努めた結果、平成16年度において3名、291,600円の納入があった。

今後とも住宅貸付料の適期収入に留意するとともに、滞納繰越分については収入の確保に努めたい。

## 9 松山地方局建設部

平成15年度末時点における県営住宅貸付料滞納分（448名66,105,220円）については、愛媛県県営住宅家賃滞納整理要領に基づき、本人及び保証人に対し、督促状の送付、呼出し、戸別訪問等を行う等、積極的に納付指導を行うとともに、特に悪質滞納者に対しては、22名に対し明渡請求を行い滞納の解消に努めた結果、平成16年度中に287名19,112,600円の納付があった。

また退去者のうち、行方不明者で、保証人も死亡等により不在となり時効が完成した26名（2,480,800円）については、不納欠損処分を行った。

今後とも住宅貸付料の適期収入に留意するとともに、滞納繰越分についても収入の確保に努めたい。

## 10 八幡浜地方局建設部

作業服等に限らず、同時期にまとめて購入することが適当と認められる同種の物品については、一括して契約することとした。

## 11 大洲土木事務所

債務者に対し、平成16年5月25日付、平成16年8月27日付、平成16年12月6日付、平成17年3月14日付で催告書を送付し、未収金の納入を催促した。

平成17年2月18日に債務者宅を訪問したが転居しており、元の事務所にも不在のため、面談できなかった。現在、大洲市役所を通じて行方を調査中である。

所在が確認できれば、引き続き督促等を行い、早期納入を図りたい。

○公表第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199 条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成17年10月28日

愛媛県監査委員 吉 久 宏  
 同 壺 内 紘 光  
 同 玉 井 実 雄  
 同 竹 田 祥 一

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
経 営 支 援 課	平成16年10月22日

（監査の結果）

- 1 中小企業振興資金特別会計における高度化資金貸付金償還金及び施設共同化資金貸付金償還金については、滞納繰越分の整理になお一層の努力が望まれる。
- 2 中小企業振興資金特別会計における繊維工業構造改善資金貸付金償還金については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についても努力が望まれる。
- 3 中小企業振興資金特別会計における設備近代化資金貸付金償還金については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についても一層の努力が望まれる。

（措置の内容）

- 1 高度化資金貸付金償還金は、昭和38年度と昭和39年度に貸付けたものであるが、債務者である組合は昭和40年に倒産し、昭和44年に担保物件の処分を行うことで一部を回収（ 450,000円）したものの、組合は昭和56年に解散し理事長、保証人とも死亡ないし行方不明となっており、3,877,835円の債権は事実上回収困難の状態が長期間継続していた。このたび、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）との間で債権放棄に向けた環境が整ったので、早期に権利放棄を行うこととしたい。なお、平成15年度末時点で収入未済であった1組合 7,747,000円については、平成16年7月12日に全額回収した。  
 また、施設共同化資金貸付金償還金については、貸付先の組合は既に解散しており、貸付主体である中小機構が平成15年度に担保物件の処分を行い一部回収（ 332,165円）したところであるが、その後回収できず1組合 9,322,779円は残ったままとなっている。今後とも中小機構と協調しながら債権整理に努めたい。
- 2 滞納繰越分の当該企業についての現状把握を行うとともに、貸付主体である中小機構と協調し分割納入等による徴収に努めた結果、平成15年度末残高は2組合 105,703,705円であったが、平成16年度には 796,156円の回収が実現できた。今後とも中小機構と協調しながら債権整理に努めたい。
- 3 平成15年度末の収入未済分（ 8企業36,523,998円）については、経営支援課及び各地方局担当職員により、当該企業についての現状把握を行うとともに、分割納入等による徴収等に努めた結果、平成16年度には、1,835,000円の回収が実現できた。今後とも、各地方局と連携を図りながら、分割納入等の指導により収入の確保に努めたい。

